

岸和田市

岸和田市自治基本条例

～推進委員会2年の活動から～

はじめに

本市では、「市民自治都市」を実現するため、平成17年8月に市の最高規範と位置付けられる岸和田市自治基本条例が施行されました。そして、平成18年7月には「自治基本条例推進委員会」が設置され、条例の実効性を確保するための制度等の見直しなどについて検討を積み重ね、その成果として、平成20年6月30日に建議書が市長に提出されました。



建議のようす

自治基本条例推進委員会

自治基本条例推進委員会では、下記のことについて、市長から諮問があったとき、もしくは自ら独自にテーマを設定することにより、調査審議し、市長に建議することとなっています。

- ①自治基本条例並びに自治基本条例の規定に基づき整備された制度や条例の検証に関すること
- ②自治基本条例の見直しの検討に関すること
- ③自治基本条例の見直し等が適当と判断されたときの必要な措置に関すること

この委員会は、岸和田市附属機関条例に基づく市長の附属機関として位置付けられ、公募の市民委員や町会、住民自治を推進する団体等の代表者、弁護士や地方自治に詳しい学識経験委員で組織されています。また委員からの申し出により、委員会とは別に学識経験委員を除いた委員で構成する「作業部会」が設置され、制度等について、より意義のある検証が行われました。

総合計画との関係

自治基本条例と総合計画の位置づけですが、双方が連動することにより、自治基本条例（法務）の理念にのっとった総合計画（政策）の推進が図られると考えています。そのため、委員会では自治基本条例に規定している内容や、総合計画に描かれている施策を実現させるための制度、そしてシステムが整備されていないものを浮き彫りにしていくために「条例の体系化」を行いました。自治基本条例と総合計画を相互に作用させることで、透明性の高い行政運営となり、市民自治都市の実現により近づくこととなります。

建議までの経過

- ①第1回推進委員会：推進委員会スタート
- ②第2回推進委員会：条例の体系化の方法決定
- ③第1・2回作業部会：検証作業開始、条例を5つの類型（基本政策条例・個別施策条例・基本制度条例・個別制度条例・根拠条例）に分類
- ④第3回推進委員会：推進委員会として取り組む内容及び提言の方向を議論

- ⑤第3・4回作業部会：自治基本条例の条文・前文を総合計画の政策・施策に当てはめ検証
- ⑥第4回推進委員会：体系化による検証作業の確認
- ⑦第5～7回作業部会：一巡の検証作業完了
- ⑧第5回推進委員会：建議内容の議論
- ⑨第8～10回作業部会：建議書案作成
- ⑩第6回推進委員会：建議書案への助言、指導
- ⑪第11・12回作業部会：建議書案修正
- ⑫第7回推進委員会：建議書完成、市長へ建議



自治基本条例推進委員会



作業部会では制度等について検証

建議概要

主な概要は以下のとおりです。

- 人権を尊重するための政策的手法の推進
- 職員の責務を果たすため、事務作業手順書の作成。また、公益通報・不当要求行為に対応する外部機関の設置を検討
- 市民活動に関する支援・活動拠点などについて、市の実情にあった仕組みの実現を検討
- 意見聴取制度や審議会等をより市民に周知し、活用できる方策の検討
- 市民からの意見についてどのような結論を出したのか説明責任を果たすための指針などの作成
- 複雑化する行政実務に対応できるよう、現在の組織を見直し、横断的、機動的な組織編成の実行
- 市政の透明性や健全性を確保するため、市民・議会・専門家を交えた外部の行政評価機関の創設などが必要

今後の方針

今回の建議書は、市民とともに作り上げたものです。このことは、「市民自治都市」の実現という目標においても大変意義のあることであり、一つの財産であると考えています。今後は、建議内容に対する方針等について庁内各課に意見を求め、その実現に向けて取り組んでいきます。また建議内容の進行管理は重要な課題であり、今後はこの条例の基本理念を推進するとともに、急激な時代の変化に即応したものであり続けているか、また形ばかりのものになってきていないかなどを見守り、育てることが重要であるため、引き続きそれらを検証するため自治基本条例推進委員会を継続設置し、市民自治都市を目指していく考えです。

参考HP「岸和田市自治基本条例」で検索

<http://www.city.kishiwada.osaka.jp/hp/m/m102/jichikihonjorei/index/index2.htm>